町有財産売買契約書

売払人　当別町（以下「甲」という。）と買受人　○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（売買財産）

第１条　甲は、その所有する次の財産（以下「売買財産」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

樹種	長級(m)	径級(cm)	材積(m3)	備考
ﾄﾄﾞﾏﾂ	3.65	14～36	99.122	73 林班
ﾄﾄﾞﾏﾂ	3.65	14～34	40.982	83 林班

（売買代金）

第２条　売買代金は金○○○，○○○円とする。

（うち消費税及び地方消費税の額　金○○，○○○円）

（契約保証金）

第３条　乙は契約保証金として売買代金の１００分の１０以上をこの契約締結の際に甲に納付するものとする。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではない。

２　前項の契約保証金には、利子を付さない。

３　第１項の契約保証金には、第１０条に定める損害賠償金の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（売買代金の納入期限）

第４条　乙は、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を差し引いた金額を、甲が発行する納入通知書により、一括して納入通知書に記載された期日までに当別町指定金融機関に納入するものとする。

（契約保証金の処分）

第５条　乙が、第４条の指定日までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は、町に帰属するものとする。

（所有権の移転）

第６条　売買財産の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（売買財産の引渡し）

第７条　甲は、第６条の規定により売買財産の所有権が乙に移転したときは、遅滞なく、引渡すものとする。なお、乙は所有権が移転した日から起算し１年以内に売買財産を移転することとする。

２　引渡し場所は、甲が売買財産を保管している場所で行い、引渡しにかかる経費については、乙が負担するものとする。

３　搬出の際には近隣の土地及び使用する道路の管理者と調整の上で搬出することとし、引渡し場所および接道を含み、搬出に伴う損害、汚損等が発生した場合には、乙が修繕、清掃等の費用を負担し、速やかに原状回復を行うものとする。

（担保責任）

第８条　乙は、この契約締結後売買財産に隠れた瑕疵等のあることを発見しても売買契約の減額もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（解除）

第９条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

（損害賠償）

第１０条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に賠償を与えたときは、損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（返還金）

第１１条　甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。

２　前項の返還金には、利子を付さないものとする。

第１２条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第１３条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第１４条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第１５条　本契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両者記入押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年　　月　　日

売払人　　住所　石狩郡当別町白樺町５８番地９
当別町
氏名　当別町長　後　藤　正　洋

買受人